

令和5年度暫定版（令和4年度改正後）

措置費のしおり

～自立援助ホーム編～



広島県健康福祉局こども家庭課

＝お問合せ先＝

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-3167 / FAX 082-502-3674

はじめに

このしおりは、令和4年度の交付要綱を基に作成しています。
令和5年度においては、改正が行われるまでの参考にしてください。

目 次

1. 措置費支弁(支払い)の流れ……………1
2. 新年度の事務……………2
3. 概算払い……………5
4. 支払い内容の確認表……………8
5. 精算……………10
6. 支払われる経費(事務費を除く)……………13
7. 各費目の概要……………14
8. 様式一覧表……………21
9. 各様式～記入例～……………22

1 措置費支弁(支払い)の流れ

措置費とは、施設を運営していくために必要な職員の人件費や児童に係る生活費や教育費など、児童の養育に必要な費用のことです。

★措置費支払の流れは次のとおりです。

◆概算払い【四半期単位】

4月、7月、10月、12月



◆支払い内容確認表の提出【四半期単位】



◆精算【四半期単位】（事務費保護単価の設定後に行います。）

★(暫定)定員の設定



★加算の申請・認定



★事務費保護単価の設定

★支弁(支払い)費目

○事務費

- (ア) 施設を運営するために必要な職員の人件費、その他事務の執行に伴う諸経費。
- (イ) 児童等1人当たりの事務費の月額保護単価は、個々の施設ごとにその所在する地域等により異なり、施設を所管している自治体において設定します。
- (ウ) 一般分保護単価に加算分保護単価(民間給与改善費等)を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とします。

○事業費

- (ア) 事務費以外の経費であって、児童の養育に直接必要な諸経費を総称したもので、国が定めている保護単価(※)をそのまま設定します。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」

(平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号)【一部改正 令和 5 年 3 月 20 日厚生労働省発子 0320 第 8 号】

※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について

(平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 416 号)【一部改正 令和 5 年 3 月 3 日厚生労働省発子 0303 第 3 号】

2 新年度の事務

措置費は、広島県から口座振替にて支払われます。

第1四半期概算払請求書に「口座振替依頼書」又は「委任状」 のいずれかを添付してください。

※理事長又は施設長の変更が予定されている場合は、事前に連絡してください。

◆口座振替依頼書（別紙1）

措置費請求者が社会福祉法人理事長である場合は、理事長名義の口座を指定してください。

◆委任状（別紙2）

児童福祉法に基づく措置費の請求、受領及び返還に関する一切の事務を施設長が行う場合、施設長を代理人と定めた委任状が必要になります。

※別紙1の提出は不要です。

口座振替依頼書

令和 年 4 月 1 日

広島県知事 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

令和 年度中の児童福祉法に基づく措置費について、次の預金口座へ振替えてください。

振替先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

委 任 状

令和 年4月1日

(委任者) 住 所
法 人 名
代表者氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、令和 年度中の児童福祉法に基づく措置費の請求、受領及び返還に関する一切の権限を委任します。

なお、令和 年度中の児童福祉法に基づく措置費の支払は、次の預金口座へ振替えてください。

代理人
住 所

施 設 名

施設長氏名 印

振替先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

3 概算払い

(ア) 新年度の事務費保護単価の設定がされるまでは、前年度3月の保護単価を使用します。

(イ) 四半期単位で概算払いを行います。

- 第1四半期(4月～6月分)
- 第2四半期(7月～9月分)
- 第3四半期(10月～12月分)
- 第4四半期(1月～3月分)

(ウ) 提出締め切り…… 4月、7月、10月及び1月の各月5日必着

(エ) 振込予定日…… // 20日

③20日が休日又は祝日の場合…翌営業日

// 土曜日の場合…前日(金曜日)

(オ) 提出書類…… 「措置費等概算払請求書」及び「内訳書」を**原則、電子申請システムより提出を行ってください。**

(カ) 提出部数…… 各1部

注 意 事 項

- イ) 措置費の請求、受領及び返還に関する一切の権限を施設長が委任を受けている施設においては、請求者は施設長となります。
- ロ) 請求日は、請求書の記載日を記入してください。
- ハ) 教育費や給食費等実費相当分が支払われる費目についても、概算払い出来ます。必要に応じて請求してください。
- ニ) 「特別育成費」の交通費以外の各費目は、各保護単価を上限として見込み額を請求してください。
- ホ) 請求が無い費目の行は、削除して構いません。

措置費等概算払請求書

¥

第27条第1項第3号	措置	
児童福祉法	の規定により	された児童等に対する令和
第33条の6第1項	委託	

年 月 日から令和 年 月 日までの措置費等として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

施設所在地

施設名

代表者名

設置者住所

設置者名

代表者名

注) 1 不要な文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

措置費概算請求額内訳

令和 年度第 四半期 定員 人 協定定員 県 一人
 暫定定員 人 市 一人

施設種別 自立援助ホーム 施設名

内		単価(円)	人員(人)	月数	金額(円)
事務費	一般				
	加算費				
一般生活費	一般分対象児童				
	別に定める基準に該当する児童				
被虐待児受入加算費					
教育費 (特別支援学校高等部)	一般教育費				
	教材代				
	交通費				
	部活動費				
	入学時特別加算費 資格取得等特別加算費				
見学旅行費					
特別育成費 (高校生)	特別育成費				
	交通費				
	入学時特別加算費				
	資格取得等特別加算費				
	補習費 補習費特別				
医療費					
冷暖房費	自立援助ホーム A (別に定める基準に該当する児童)				
	自立援助ホーム B				
職業補導費	対象児童				
	交通費				
就職(大学進学等 自立生活)支度費	措置解除児童				
	特別基準対象児童				
受託支度費					
予防接種費					
防災対策費					
合計					

4 支払い内容の確認表

各種証明書や領収書等をまとめたもので、概算で支払った措置費を精算する際に必要になります。四半期ごとにまとめて、提出してください。

○提出締め切り

- 第1四半期…… 7月末
- 第2四半期…… 10月末
- 第3四半期…… 1月末
- 第4四半期…… 4月10日

○提出書類……「支払い内容確認表」及び証明書や領収書等

※領収書は原則、原本を提出してください。

注 意 事 項

- イ) 証明書や領収書等とは、保護単価一覧表に記載されている、費目別添付(必要)書類のことです。
- ロ) 資格取得等特別加算費、就職支度費特別基準、大学進学等自立生活支度費特別基準については、事前に申請が必要です。
- ハ) 特別支援学校高等部ならびに、特別育成費該当児童の在学証明書は、毎年、年度初め(5月末)までに提出してください。
- ニ) 同一施設において、一時保護委託から施設措置となった児童の措置が切り替わった月の事業費は、重複して請求しないよう、ご注意ください。
- ホ) 請求が無い費目の行は、削除して構いません。

【 支払い内容確認表 】 令和 年度第 四半期 施設名()

費 目		月分	月分	月分
一 般 生 活 費	一般対象児童	人	人	人
	別に定める基準に該当する児童	人	人	人
被 虐 待 児 受 入 加 算 費		人	人	人
教 育 費 (特別支援学校 高等部)	一 般 教 育 費	人	人	人
	教 材 代			円
	交 通 費			円
	部 活 動 費			円
	入 学 時 特 別 加 算 費	人	人	人
	資 格 取 得 等 特 別 加 算 費	人	人	人
見 学 旅 行 費		人	人	人
特 別 育 成 費 (高校生)	特別育成費			円
	交通費			円
	入学時特別加算費	円	円	円
	資格取得等特別加算費	円	円	円
	補習費	円	円	円
	補習費特別	円	円	円
医 療 費		円	円	円
冷 暖 房 費	自立援助ホーム A (別に定める基準に該当する児童)	人	人	人
	自立援助ホーム B	人	人	人
職 業 補 導 費	対象児童	人	人	人
	交通費	円	円	円
就 職 支 度 費	対象児童	人	人	人
	特別基準該当児童	人	人	人
大 学 進 学 等 支 度 費	対象児童	人	人	人
	特別基準該当児童	人	人	人
受託支度費(別に定める基準に該当する児童)		円	円	円
予 防 接 種 費				円
防 災 対 策 費 (3 月 分 の み)				円

5 精 算

概算払いにより費用の支払いを受けた場合は、精算が必要になります。
精算書の提出は、当該年度の保護単価の設定後となります。

- 提出締め切り…… 事務費保護単価設定後に別途通知します。
- 提出書類…… 「措置費等概算払精算書」及び「措置費等精算額内訳書」を原則、電子申請システムより提出を行ってください。
- 提出部数…… 各1部

注 意 事 項

- イ) 措置費の請求、受領及び返還に関する一切の権限を施設長が委任を受けている施設においては、請求者は施設長となります。
- ロ) 請求日は、請求書の記載日を記入してください。
- ハ) 事務費のうち加算費は、該当する加算の費目を記入してください。
- ニ) 年度途中で措置解除となった児童の事業費(例・幼稚園費、教材費、部活動費等)は、措置が行われていた月の精算書に遅滞なく計上を行ってください。
- ホ) 「実費」で支払われる費目は、単価欄「実費」、人員欄「(所要人員数)」、金額欄「(実費を合算した額)」を記入ください。
- ヘ) 請求が無い費目の行は、削除して構いません。

措置費等概算払精算書

令和 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

施設所在地

施設名

代表者名

設置者住所

設置者名

代表者名

児童福祉法 第27条第1項第3号 第33条の6第1項 の規定により 措置 された児童等に対する令和 委託

年 月 日から令和 年 月 日までの措置費等について次のとおり精算（の上

不足額を請求）します。

概 算 払 受 領 額	¥
精 算 額	¥
差 引 過 不 足 額	¥

注) 1 不要な文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

6 支払われる経費 R5年度暫定単価(R4年度改正後単価)

費目		特支高	高校生	その他※ア	添付書類
一般生活費※1	定額		★11,410円		—
別に定める基準に該当する児童※2	定額		★52,360円		様式1
被虐待児受入加算※3	定額		★26,100円		—
(特別支援学校高等部) 教育費	一般教育費※4	定額	4,380円		—
	教材代※5	—	実費		様式2
	交通費※6	—	実費		様式3,4
	部活動費※7	—	実費		様式5
	入学時特別加算費※8	定額	86,300円		在学証明
	資格取得等特別加算費※9	定額	57,620円		様式6
見学旅行費※10	定額		111,290円		様式7
(高校生) 特別育成費	特別育成費※11 ●国公立 月額上限 23,330円 ●私立 月額上限 34,540円	年額上限		月額上限× 当該年度の在学月数	様式8
	交通費※6	—		実費	様式4
	入学時特別加算費※12	上限		86,300円	様式9
	資格取得等特別加算費※9	上限		57,620円	様式6
	補習費※13	月額上限		1,2学年 20,000円・3学年 25,000円	様式10
	補習費特別※14	月額上限		25,000円	様式11
医療費※15(別に定める基準に該当する児童)	—		実費		—
冷暖房費	自立援助ホームA※2	定額		★870円	様式1
	自立援助ホームB※16	定額		★130円	—
職業補導費	職業補導費※17	定額		5,030円	決定通知書の写し
	交通費※18	—		実費	領収書等
就職(大学進学等自立生活)支度費	一般分※19	定額		82,760円	就職内定書・合格通知書等
	特別基準※20	定額		198,540円	様式12~13
受託支度費※21(別に定める基準に該当する児童)	—		実費(ただし、44,630円以内)		様式14、15
予防接種費※22	—		実費		様式16
防災対策費※23	—		【3月に計上】実費(ただし、45万円以内)		様式17

※その他(※ア)の該当児童で特別育成費は、義務教育終了児童のうち、高校に在籍していない高校生相当の年齢児が対象。(既に就職している児童は除く。)

7 各費目の概要

※1 一般生活費

・その児童に要する日常生活に必要な経済的諸経費

■※2 一般生活費及び冷暖房費の別に定める基準に該当する児童等は、以下に該当するもので、請求に当たっては(様式1)「一般生活費及び冷暖房費申請書」の提出が必要。

▶ 児童の状況を伺うため、申請書の提出前に、事前にこども家庭課へ相談ください。

1. 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童(子どもシェルターに保護されている児童等を含む)。なお、このうち企業等を退職した場合(月初日を除く。)は翌月から対象とすること。
2. 児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等

※3 被虐待児受入加算

その児童を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費。
※承認通知があった児童のうち、加算対象期間の月初日に委託されている者が対象。

教育費

■※4 一般教育費

児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費。

※入退所及び措置停止等により、1か月の在籍日数が少なく、学用品に係る支出がなかった場合は、その月の請求は行わないものとする。

■※5 教材代

特別支援学校高等部の通学児は、他の施策により教科書代の支給が無い場合には、請求が可能。

■※6 交通費

・最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その普通旅客運賃の定期乗車券の実費を合算した額とする。(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)

・定期券を購入する際のデポジット及び、新幹線や座席指定等の料金は除く。

・学校の許可を受けた自転車通学に係る請求は、自転車購入費及び防犯登録費は可とし、その他の費用は不可とする。

・特別支援学校在籍の児童は、入学時に学校長の証明書(様式4「交通費(通学証明書)」)の提出が必要。

■※7 部活動費

- ・部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。
- ・部活動を行うに当たり必要な道具類等で、部員が一斉又は共同で購入する物品であること。他の児童が購入する物と同程度又は中等品とし、華美にならないよう注意してください。
- ・遠征費については、学校からの案内(遠征日時や内容が記載されているもの)、クラブ等で費用を取りまとめる場合は、部活動顧問又は学校の領収書等の根拠資料を添付。

■※8 特支高等部・入学時特別加算費

- ・特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等。

■※9 資格取得等特別加算費

- ① 第3学年を対象とするもので、児童の自立や就職支援を目的とするための資格取得又は講習等の受講をするための経費。
- ② 児童一人につき、在学中に1回限りの支弁となります。
- ③ 第3学年以外の児童で、請求を行う場合は事前に相談してください。
- ④ 義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校第3学年相当の年齢児)も対象。(既に就職している児童は除く。)
- ⑤ “資格は多い方がよい”等の漠然としたものではなく、その資格が児童の自立や就職にどのように有効なのかを明確にする必要があります。資格取得の結果は問いません。

■※10 見学旅行費

- ・見学(修学)旅行に直接必要な交通費、宿泊、保険料等。

特別育成費

■※10 特別育成費(国公立／私立)

- 高等学校在学中における教育に必要な
 - A) 授業料
 - B) クラブ費
 - C) 学校納付金・諸費
(入学金・学年費・学級費・生徒会費・PTA会費・積立金(修学旅行に係るものを除く)等)
 - D) 教科書代
 - E) 学用品費等の教科学習費
(学校の各教科の授業に必要な文房具類、体育用品、技術用具等の購入費。)
 - F) 入学後に購入の必要が生じた制服や体操服の教科外学用品等

- 対象外の例
 - A) 個人的に購入した参考書
 - B) 修学旅行に係る経費(積立・保険料等)
 - C) 就職や進学に係る費用等

1. 請求は、実費相当額を年額上限の範囲で請求を行い、年額上限に満たない場合は、その満たない額となる。
2. 毎年、年度初めに「在学証明書」の提出が必要。
3. 特別育成費で諸費や授業料等を請求した後に、精算や減免等により返金があった場合は、遅滞なく返金があった月に△(マイナス)計上をしてください。
4. 年度途中で、休学及び退学、里親委託・解除となった場合は、委託期間のうち、高校の在学月数が、特別育成費の支弁対象となります。
月額保護単価×在学(在籍)月数＝その児童に関わる上限額とします。
5. 在学期間確認の為に、学校の証明書を求める場合があります。

■※11 入学時特別加算費

・高等学校入学に際し、必要な学用品費等として、**入学月に計上**を行ってください。

※入学前に購入した制服一式・体操服・靴・シューズ・上履き・シューズ袋等の教科外学用品が対象。

注)入学に際し、学校指定の制服や靴等がなく、実費がかかっていない場合は対象外となります。

■※12 補習費

・学習塾などを利用した際に係る通塾費用等に充てられる経費。

注)施設内等において受講する通信教育等に必要な経費(授業料等)について請求が可能な場合があります。事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

※義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校生と同年齢の児童)も対象。(既に就職している児童は除く。)

■※13 補習費特別

・特別な配慮を必要とする児童(※1)に対し、家庭教師等を施設に招き個別学習支援を行う方法等により実施した場合にかかる経費。

(※1) 集団学習に馴染むことが困難であると考えられる高校生等。

児童の状況を伺うため、事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

※義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校生と同年齢の児童)も対象。(既に就職している児童は除く。)

※14 医療費

・就労し、最初の賃金を得る月までの間を対象で、国民健康保険等に加入している(国民健康保険等の加入手続き中の場合や国民健康保険等に加入できない特段の事情がある場合を含む)入所児童が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について措置費で請求が可能。請求にあたっては、領収書原本を提出すること。

冷暖房費

・冷暖房に必要な経費。(その月の初日(1日)の措置児童数)

■※2 自立援助ホーム A・・・**■※2**の基準に定める基準に該当する児童のみ対象。

■※15 自立援助ホーム B・・・自立援助ホーム A 以外。

職業補導費

・義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通う児童が対象。

※職業補導機関の長の証明書添付が必要。

■※16 職業補導費・・・・教科書代等。

■※17 交通費

・普通旅客運賃の定期乗車券の実費。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法によるもの。

【重要】自立援助ホームの入所児童は委託解除時に、既に就職(進学)している者も対象。

■※18 一般分

・**就職**するため委託が解除されることとなった児童が対象。

経費の用途は、必要な寝具類、被服類等の購入費。

※ 解除日の属する月の精算に計上を行い、施設から児童へ現物給付の方法で支給を行ってください。

※ 児童一人につき、1回限りの支弁となることから、過去に就職支度費を支弁された児童等は対象外となる。

・**進学**するため委託が解除されることとなった児童が対象。

経費の用途は、必要な学用品及び参考図書類等の購入費。

※ 措置が解除となり解除日の属する月の措置費に計上を行い、施設から児童へ現物給付又は、児童の口座へ振込を行う方法で支給を行ってください。

※ 解除日の属する月の措置費に計上を行い、施設から児童へ現物給付又は、児童の口座へ振込を行う方法で支給を行ってください。

注) 児童の領収書は不要。

注) ※20 特別基準を申請の場合は、就職内定書(合格通知書)の添付は不要。

■※19 特別基準

・就職又は、進学に際し必要な住居費、生活費等。

・一般分の対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、こども家庭課において認定された場合に、請求が可能。

ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付をいう。)の受給者である場合には対象となりません。

(1)保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童等

(2)保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

注)管轄のこども家庭センターに申請後、認定通知を受けた後、精算書に計上を行ってください。

注)報告書(様式12-1、13-1)に、児童の領収書を添付し、こども家庭課へ提出が必要。

※20 受託支度費

- (イ) 対象となるのは、下記に定める基準に該当する児童
- 1 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童等
 - 2 保護者がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく保護者から必要な経済的援助が見込まれない児童等
- (ロ) 経費の用途は、新たに児童を受託した際に初期費用として必要となる物品の購入費用等として、委託児童のために支出した経費。
- (ハ) 対象期間は、委託の決定に向けたマッチングを開始した日から、正式委託日から1か月までの期間に限る。
- (ニ) 請求に当たっては(様式14)「受託支度費申請書」の提出が必要。
- ① 施設において必要事項を記入し、児童の管轄のこども家庭センターへ提出
 - ② こども家庭センターで、意見欄を記入後、県こども家庭課へ提出。
 - ③ 県こども家庭課で、書類を確認し申請施設に、請求可否の連絡を行う。
 - 請求可の場合 → 受託月又は受託月の翌月の精算書に計上を行うこと。

※21 予防接種費

下記に定める予防接種にかかる実費相当額。

※ 「様式16」に必要な書類を添付し提出のうえ、精算額内訳書の「予防接種費」欄に計上を行ってください。

※ 各自治体から助成(補助)を受けた場合は、助成額を差し引いた額が措置費の請求額となります。

措置費で支払いが可能な予防接種の種類			
破傷風トキソイド	RS ウイルス	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	
予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する下記のA類疾病を予防するための予防接種			
ジフテリア	百日せき	急性灰白髄炎	麻しん
風しん	日本脳炎	破傷風	結核
Hib感染症	肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)		ヒトパピローマウイルス感染症
新型インフルエンザ(※1)等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。)、指定感染症(感染症法第六条第八項に規定する指定感染症をいう。)又は新感染症(感染症法第六条第九項に規定する新感染症をいう。)であつて、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病(※2)			
(※2)政令で定めるA類疾病			
痘そう(天然痘)	水痘(水ぼうそう)	B型肝炎	ロタウイルス

(※1)季節性インフルエンザとは異なります。

注) その他の予防接種に係る費用は、事務費に積算されているため、別に支払うことは出来ません。

※22 防災対策費

・防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費の実費の合算額(ただし、45万円以内)で、3月分の措置費で請求を行うこと。

(ア) 請求可能な範囲としては、長期備蓄が可能なものや家具の転倒防止等の防災対策に特化した物品の購入費用、防災を目的とした訓練等への参加費用とする。

(イ) 一般生活費と用途が重複する物品(衣服等)は、日常用と防災用の区別がつかない為、請求が出来ません。

(ウ) その他、防災対策費として請求したものを災害時以外に使用した場合には、使用した物品相当額を返還していただきますので、請求及び使用の管理にご留意ください。

9 各様式 ～記入例～

※下記の証明書のうち、法人理事長(施設長)が証明する書類は押印不要。

	様式名
様式1	一般生活費及び冷暖房費申請書
様式2	教材費証明書
様式3	交通費(通学証明書)
様式4	交通費(支払証明書)
様式5	部活動費証明書
様式6	資格取得等特別加算費申請書
様式7	見学旅行参加証明書
様式8	特別育成費(支払証明書)
様式9	入学時特別加算費(支払証明書)
様式10	補習費証明書
様式11	補習費特別証明書
様式12	就職支度費特別基準申請書
様式12-1	就職支度費特別基準支給報告書
様式13	大学進学等自立生活支度費特別基準申請書
様式13-1	大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書
様式14	受託支度費申請書
様式15	受託支度費(支払証明書)
様式16	予防接種費(支払証明書)
様式17	防災対策費(支払証明書)

《記入例》

(様式1)

一般生活費及び冷暖房費申請書

広島県知事様

令和●●●●年●●●●月●●●●日

法人(施設)名
理事(施設)長名

標記について、次のとおり申請します。
また、要件に該当しなくなった場合は、遅滞なく報告します。

自立援助ホーム名: _____

氏名	該当する条件	適用年月	備考欄
〇〇 〇〇	1	令和●●年●●月 ～ 令和●●年●●月	児童の状況を記入
△△ △△	2	令和●●年●●月 ～	

※ 該当する条件には以下の該当する番号を記載すること。
1 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童(子どもシエルターに保護されている児童等を含む。)。なお、このうち企業等を退職した場合(月初日を除く。)は翌月から対象とすること。
(※備考欄に就労等が困難で収入がない状況を記入)

2 児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等
(※備考欄に就労・収入の有無及び状況を記入)

《記入例》

(様式2)

教材費証明書

次の児童が使用する次の品目(令和 年度第 四半期分)は、教科書に準ずる正規の教材であることを証明します。

令和●●●●年●●●●日

学校所在地
学校名及び
学校長名

印

児童名	学年	金額	品目	
			教科※	教材
A	高等部 1年	300	国語	国語のドリル
"	"	560	道徳	みんなの道徳
"	"	450	算数	計算ドリル
B	高等部 1年	320	数学	サマースクール数学
"	"	3,000	英語	和英辞典
"	"	580	技術	作品材料費(技術家庭)
"	"	260	音楽	ミュージックノート
合計		〇〇〇〇円		

※上記金額領収日 令和 年 月 日 (金額領収した最終日を記載してください。)

《記入例》

(様式3)

交通費（通学証明書）

次の児童が、通学に次の交通機関等を利用することを許可したことを証明します。

令和●●年●●月●●日

学校所在地

学校名及び

学校長名

㊤

児童名	学年	利用交通機関等
A	高等部 1年	自転車
B	高等部 2年	バス

《記入例》

(様式4)

交通費（支払証明書）

次の児童の通学にかかる経費(令和 年度第 四半期分)は、以下のとおりです。

令和●●年●●月●●日

法人(施設)名

理事(施設)長名

児童名	学年	金額	備考
A	高1	15,000	① バス・1ヶ月定期(5,000円)×3 か月分 ② JR・1ヶ月定期(5,000円)×3 か月分
B	高3	9,000円	JR3ヶ月定期代
合計		5,000円	

注) 領収書や定期券(写)を添付してください。

(様式5)

部 活 動 費 証 明 書

次の児童の部活動にかかる経費(令和 年度第 四半期分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

法人(施設)名
理事(施設)長名

児童名	学年	クラブ名	金額	備考
A	高等部 1年	サッカー	8,000	スパイク
〃	〃	〃	900	遠征費 〇月〇日 JR 広島駅⇄呉駅
B	高等部 2年	バスケット	1,500	協会(選手)登録料
〃	〃	〃		
〃	〃	〃		
〃	〃	〃		
〃	〃	〃		
合 計			× × × 円	

注)顧問の先生や購入店舗等の領収書を添付してください。

領収書がない場合は、遠征の案内等学校からのお知らせを必ず添付してください。

(様式6)

資格取得等特別加算費申請書

令和●●年●●月●●日

広島県知事 様

法人(施設)名
理事(施設)長名

標記について、次のとおり申請します。

1. 施設(里親)名	● ● ● ● ●
2. 対象児童名	〇 〇 〇 〇
3. 希望する資格又は講座等名称	自動車運転免許
4. 資格又は講座等の実施者名	△△ドライビングスクール
5. 本申請の対象児童への加算実績の有無	無し
6. 本申請以外の補助の有無(有の場合は、補助の名称及び補助額)	有 県社協の就職奨励金 補助額 20万円

※受講料等支払いの証明となるもの(領収書等の写し)を添付すること。

※請求する前に申請(子ども家庭課あて)を行うこと。

(様式7)

見学旅行参加証明書

次の児童が、見学旅行に参加したことを証明します。

令和●●年●●月●●日

学校所在地
学校名及び
学校長名

印

児童名	学年	日	行先
A	高2	令和●●年●●月●●日 から 令和●●年●●月●●日	山口、福岡

(様式8)

特別育成費(支払証明書)

次の児童の特別育成費にかかる経費(令和元年度第1四半期分)は、以下のとおりです。

- ① 本証明書は、四半期毎(3か月分)をまとめて作成すること。
- ② 精算書への計上は、各四半期の最終月(6月、9月、12月、3月)の欄に計上を行うこと。
- ③ 請求は、実費相当額を年額上限の範囲で請求を行い、年額上限に満たない場合は、その満たない額となる。よって、児童毎に請求額の記録や書類を整理して、しっかり保管してください。

令和●●年●●月●●日

児童名	学年	金額	内訳	当該年度の既請求額
【例】 〇〇〇〇	公高1	×××円	・クラブ費(部費3か月分、遠征費)××円 ・教科書代××円 ・学校納付金(PTA)××円	0円
【例】 △△△△	私高2	×××円	別紙のとおり	0円
合計		×××円		

内訳数が多い場合は、別紙一覧表を添付していただいても良いです。

※対象となるのは、授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等。
※支出の確認書類として、領収書等(写し可)を添付してください。

《記入例(2)》

(様式8)

特別育成費(支払証明書)

次の児童の特別育成費にかかる経費(令和 年度第 2 四半期分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

法人(施設)名
理事(施設)長名

第1～第3四半期の請求額を記載。

児童名	学年	金額	内訳	当該年度の 既請求額
【例】 A	公高1	□□□円	・クラブ費(部費3か月分、遠征費)××円 ・教科書代××円 ・学校納付金(PTA)××円	×××円 (第1四半期の請求額を記入)
【例】 B	私高2	□□□円	別紙のとおり	×××円 (第1四半期の請求額を記入)
合計		□□□円		

※対象となるのは、授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等。
※支出の確認書類として、領収書等(写し可)を添付してください。

《記入例》

(様式9)

入学時特別加算費(支払証明書)

次の児童の高等学校入学に際し必要な学用品費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

法人(施設)名
理事(施設)長名

児童名	学年	請求額 (86,300円を上限として、実費を合算した額)	内訳
【例】 A	公高1	×××円	制服・指定学用品等(別紙の通り)
【例】 B	私高1	×××円	制服代
措置費請求額合計		×××円	

※学用品費支出の確認書類として、領収書等(写し可)を添付してください。

《記入例》

(様式10)

補習費証明書

次の児童が、学習塾等を利用し補習を受けたことを証明します(令和 年 月分)。

令和 ●●年 ●月 ●●日

＜補習を実施した学習塾等の情報＞

(月額上限20,000円のため)実費相当額が請求額となる。

所在地
名称
代表者氏名

㊦

児童名	学年	請求額	内容
A	高1	14,800円	・▲月分授業料14,800円
B	高3	25,000円	・▲月分授業料30,000円
			月額上限25,000円のため、上限額が請求額となる。
措置費請求額合計		×××円	

※請求額は、1・2学年は20,000円、3学年は25,000円を月額上限として実費を合算した額。

《記入例》

(様式11)

補習費特別証明書

次の児童が、個別学習支援を受けたことを証明します(令和 年 月分)。

令和 ●●年 ●月 ●●日

＜個別学習支援を実施した学習塾等の情報＞

(月額上限25,000円のため)実費相当額が請求額となる。

所在地
名称
代表者氏名

㊦

児童名	学年	請求額	内容
A	高1	10,000円	・▲月分授業料10,000円
B	高3	25,000円	・▲月分授業料30,000円
			月額上限25,000円のため、上限額が請求額となる。
措置費請求額合計		×××円	

※請求額は、25,000円を月額上限として実費を合算した額。

(様式12)

就職支度費特別基準申請書

令和●●年●●月●●日

広島県知事様

法人(施設)名
理事(施設)長名

標記について、次のとおり申請します。

1 施設名(種別)	広島市中区基町10-52	
2 設置主体	対象児童等の氏名 〇〇〇〇	
3 経営主体	措置(委託)年 令和●●年●●月●●日	
4 住所	措置(委託)解除 予定年月日 令和△△年△△月△△日	
5 対象児童等の 状況	名称	(株)〇〇〇
	所在地	広島市〇〇区△△町1-1
	就職予定日	令和◇◇年◇◇月◇◇日
年金受給の状況	無し	
保護者の状況	パート就労をしているが、生活に余裕は なく、就職に当たっての援助は受けられな い状況である。	
6 こども家庭セン ター所長の意見	児童の管轄のこども家庭センターに提出した後、こども家 庭センターにて記載。こども家庭センターからこども家庭 課にこの申請書の提出を行う。	

※ 就職先の採用通知書等の写しを添付してください。

(様式12-1)

就職支度費特別基準支給報告書

令和●●年●●月●●日

広島県知事様

法人(施設)名
理事(施設)長名

このことについて、次のとおり報告します。

1 施設名(種別)	(施設)	
2 設置主体		
3 経営主体		
4 所在地	広島市中区基町10-52	
5 対象児童等の状況	対象児童等の氏名	〇〇〇〇
	措置(委託)年月日	令和●●年●●月●●日
	措置(委託)解除年月日	令和△△年△△月△△日
	就職先名称	(株)〇〇〇
	所在地	広島市〇〇区△△町1-1
就職年月日	令和△△年××月××日	
就職支度費特別基準 認定年月日	令和△△年××月〇〇日	
支給年月日	令和△△年〇〇月〇〇日	

※対象児童本人の領収書を添付してください。

(様式13)

大学進学等自立生活支度費特別基準申請書

令和 ●●年●●月●●日

広島県知事様

法人(施設)名
理事(施設)長名

標記について、次のとおり申請します。

1 施設名(種別)	広島市中区基町10-52	
2 設置主体		
3 経営主体		
4 住所	広島市中区基町10-52	
5 対象児童等の状況	対象児童等の氏名	〇〇〇〇
	措置(委託)年月日	令和●●年●●月●●日
	措置(委託)解除予定年月日	令和△△年△△月△△日
	進学先名称	〇〇〇〇大学
	進学先所在地	広島市〇〇区△△町1-1
就職予定日	令和◇◇年◇◇月◇◇日	
年金受給の状況	無し	
保護者の状況	パート就労をしているが、生活に余裕は なく、就職に当たっての援助は受けられな い状況である。	
6 こども家庭センター所長の意見	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 児童の管轄のこども家庭センターに提出した後、こども家庭センターにて記載。こども家庭センターからこども家庭課にこの申請書の提出を行う。 </div>	

※ 進学先の合格通知書等の写しを添付してください。

(様式13-1)

大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書

令和 ●●年●●月●●日

広島県知事様

法人(施設)名
理事(施設)長名

このことについて、次のとおり報告します。

1 施設名(種別)	(施設)	
2 設置主体		
3 経営主体		
4 所在地	広島市中区基町10-52	
5 対象児童等の状況	対象児童等の氏名	〇〇〇〇
	措置(委託)年月日	令和●●年●●月●●日
	措置(委託)解除年月日	令和△△年△△月△△日
	進学先名称	〇〇〇〇大学
	進学先所在地	広島市〇〇区△△町1-1
進学年月日	令和△△年××月××日	
大学進学等自立生活支度費特別基準認定年月日	令和△△年××月〇〇日	
支給年月日	令和△△年〇〇月〇〇日	

※対象児童本人の領収書又は、振込票の写しを添付してください。

(様式14)

受託支度費申請書

令和●●年●●月●●日

広島県知事様

法人(施設)名
理事(施設)長名

自立援助ホーム名: _____

標記について、次のとおり申請します。

対象児童等の氏名	△△△△
該当する条件	1 又は 2
子ども家庭センターの意見	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 児童の管轄の子ども家庭センターに提出した後、子ども家庭センターにて記載。子ども家庭センターから子ども家庭課にこの申請書の提出を行う。 </div>
保護者の状況等	

※ 該当する条件には以下の該当する番号を記載すること。

- 1 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童等
- 2 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から必要な経済的援助が見込まれない児童等

※ 子ども家庭センター担当者が意見欄を記入した後、県子ども家庭課に提出を行うこと。

(様式15)

受託支度費(支払証明書)

次の児童にかかる受託支度費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 年 月 日

法人(施設)名
理事(施設)長名

児童名	内容	個数	金額	備考
○○○○	寝具一式	1セット	×××円	レシート①
	ベッド	1.	×××円	レシート②
	学習机	1.	×××円	レシート③
	合計		×××円	
(44,630円を上限として、実費を合算した額)				

※ 支出の根拠となる領収書等の写しを添付してください。

※ 請求は、受託月または受託月の翌月に計上を行ってください。

(様式16)

予 防 接 種 費 (支 払 証 明 書)

次の児童の予防接種にかかる経費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

法人(施設)名
理事(施設)長名

児 童 名	学 年	予 防 接 種 の 種 類	接 種 年 月 日	金 額	自 治 体 の 助 成 の 有 無
〇〇 〇〇	高1	□□□□□□	H30.12.1	5,000	有・無
△△ △△	他	●●●●●●	H30.12.16	3,500	有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
合 計				8,500 円	

自治体から助成(補助)を受けた場合は、助成を除いた額が請求額となります。

注) 添付書類

- ・医療機関の領収書(写し可)
- ・各自治体からの助成額がわかるもの(助成を受けた場合のみ)

(様式17)

防 災 対 策 費 (支 払 証 明 書)

次の児童にかかる防災対策費(令和 年度分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

法人(施設)名
理事(施設)長名

内 容	個 数	金 額	備 考
〇〇〇	1 セット	××× 円	レシート①
□□□	1.	××× 円	レシート②
△△△	1.	××× 円	レシート③
合 計		円	

注) 領収書やレシート等の根拠となる資料の写しを添付してください。
注) 3月分の措置費で請求を行うこと。